

【別添】

託児サービスの詳細

1 託児サービスの提供について

託児サービスを設定できる訓練コースは、「時短コース」(育児等との両立に配慮した再就職支援コース)のみとする。

2 託児サービスの利用対象者

託児サービス利用対象者は次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 訓練受講者のうち、就学前の児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。)であって、職業訓練を受講することにより当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。

なお、就学前の児童とは、児童福祉法第4条に定める児童のうち、就学前の児童とし次のア、イに分類されること。

ア 乳児：満1歳に満たない者

イ 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、児童のうち、障害児等、特にケアが必要な児童の受け入れについては、託児サービス提供機関において対応が可能な場合に限り、発注者が訓練募集前までにその可否を判断する。

- (2) 発注者となる能開施設の長が利用希望者から提出された別紙1(託児)「職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書」等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者。

3 託児サービスの利用定員

受注者は、1人以上の訓練受講者の児童が託児サービスを利用できるよう設定に努めること。

4 託児サービス内容の設定

(1) 託児サービスの内容

2の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63号)を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号)を満たす保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

また、託児サービス提供内容については、訓練開始前までに必ず書面において訓練受講者に周

知すること。

(2) 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供すること。

イ 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供すること。また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合は、訓練実施場所には訓練受講者と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮の上、その場所まで児童の送迎を行うなど、必要に応じて対応すること。

なお、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

5 託児サービス提供機関の要件

次の(1)～(4)の基準について、いずれにも該当する機関であること。

(1) 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

ア 保育所（保育所型認定こども園を含む）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。

イ 小規模保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

ウ 家庭的保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

エ 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。

オ 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び企業主導型保育施設を含む）

認可外保育施設指導監督基準を満たしており、自治体等が発行する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る。

カ 一時預かり事業を行う施設

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。

(2) 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入していること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

(3) 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

(4) (1)～(3)のほか、各自治体等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

6 託児サービス利用料

託児サービス利用料は、訓練受講者から徴さないこと。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（訓練受講者）の負担とすること。また、保護者（訓練受講者）の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において保護者（訓練受講者）に周知すること。

7 託児サービス利用者への説明・周知

受注者は、訓練開始前までに、託児サービスの利用希望者に対して託児施設に関する次の内容について説明し、訓練開始後も利用者が確認できるように訓練実施施設に掲示すること。

- (1) 託児施設の施設名及び所在地
- (2) 施設の設置者及び管理者の氏名及び所在地
- (3) 施設の担当者の氏名、所在地及び連絡先（緊急時連絡先含む）
- (4) 提供する託児サービスの内容
- (5) 利用者が直接負担する支出項目
- (6) 託児施設が加入する保育児童に関する保険の種類・名称・保証内容・保証金額
- (7) 開所時間
- (8) 利用可能定員数
- (9) 託児施設で勤務する保育士・事務員等の設置人数

8 託児サービスに係る報告等

受注者は、託児施設の状況（保育児童出席状況・保育内容等）について、別紙2（託児）「託児サービス日誌」を作成して管理・把握し、発注者に報告すること。